

会 議 録

会 議 名	平成 29 年度第 6 回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	平成 30 年 3 月 29 日 (木) 午後 2 時から午後 4 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場 本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長)、 成田盛雄氏、梶川幸夫氏、竹田正巳氏、久米義金氏、 万木和広氏、青山佳子氏
	事務局	神谷町長、井上建設部次長、小井手建設部技監 棚瀬都市計画課長、榊原課長補佐兼都市計画係長、 久野主査、村中技師 株国際開発コンサルタント 森下
議 題 (公開又は非公開の別)	今後の共感プロジェクトについて (公開) 明德寺川周辺重点区域候補地区の方針及び範囲について (公開)	
傍聴者の数	0 名	
議 論 内 容 (概 要)	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

【今後の共感プロジェクトについて】

事務局：資料2「今後の共感プロジェクトについて」説明。

グループワーク

前回の委員会にて話し合ったアイデアを基に今後の共感プロジェクトについて検討。事務局で実行性があるものとして判断したものを記載し、説明。

景観について共感できるものをピックアップして進行。

下記に内容のまとめ・要約のみ記載する。

共感プロジェクトアイデア

◎公園

- ・藤塚公園の枝払い

⇒地元と調整し進行中。6月頃に実施予定。

◎空き家

- ・「空き地をきれいにガーデニング」

- ・「空き家使い道を探ろうワークショップ」

⇒学生のまち歩きを踏まえて平成31年度に。

- ・「空き家空き地調査 緒川と生路」

⇒学生のまち歩きで平成30年度、平成31年度に実行

- ・「空き家活用民泊借家」

⇒学生のまち歩きで、空き家を5月に確認し、8月に掃除した後に景観調査のベース基地にする。

- ・緒川の空き家について副委員長により確認

◎マップ作り宝探し

- ・「学生まち歩き」

⇒平成30年度、平成31年度に実行

⇒地元による景観まちづくり協議会ができないか。

⇒学生まち歩きの成果を今後活用

- ・「散歩ルートオープンガーデン」

⇒空き家をきれいにガーデニング

- ・「オープンガーデンめぐり」

◎お寺

- ・「お寺でコンサート」

⇒現在実施しているコンサートに+αして景観についてのイベントをできないか。

現在建物を少し壊して絶景ポイントになっている場所がある。

◎講座

- ・「地元景観を住民による学生へのレクチャー」
⇒地元のコミュニティやボランティアの方たちと一緒に回る。

◎花植物

- ・「水仙を植える」
⇒今後も明德寺川を守る会で行う。
- ・「不要木ぶどう柵を作るワークショップ」
⇒自然環境学習の森の竹を利用できないか検討
- ・「ぶどう組合との座談会」
⇒ぶどう組合の組合長と話して、11月くらいなら組合員を集めていただける。

◎イベント

- ・「於大まつり」
⇒東浦町の景観や明德寺川の景観のポスターやパンフレットでPR（平成31年度を目標に）
- ・「ロゲイニング、フォトロゲイニング、スタンプラリー」
⇒産業まつりでできるか検討
- ・「於大公園竹灯籠」
⇒東浦町の景観や明德寺川の景観のポスターやパンフレットでPR（平成31年度を目標に）

◎絵画コンクール

- ⇒表彰式にて、絵を描いた人が絵の内容についてスピーチをして、絵の良さを語ってもらってはどうか。
- ⇒絵と写真を両方応募対象としてはどうか。
- ⇒テーマを今後も残したいものとした方がいいのでは。
- ⇒小中学生には、景観という言葉を使ってしまうと難しくなってしまうので具体的な言葉（建物、景色など）で伝えていってもいいのでは。
- ⇒絵画コンクールの対象区域を重点区域候補地区とそれ以外の区域で対象を分けてやってもいいのでは。

【明德寺川周辺重点区域候補地区方針及び範囲について】

事務局：資料3「明德寺川周辺重点区域候補地区の方針及び範囲」について説明。

委員：現在の大規模行為のデザインルールと比べて、重点区域デザインルール（案）ではどこが違うのか。

委員：対象物が全てになることと、高さ等の項目の追加があることはわかる。

コンサル：斜面樹林地ゾーン南2は、地区計画が一部かかる地域であり、高さが10

- mの規制がある。
- 委員：2階建ての真南に3階建てが建つことが見受けられるが、2階建てに制限等をする検討が必要では。
- 委員長：第一種低層住居地域より規制を厳しくすることは、難しいのでは。
- 委員：10mを超して日影規制すれば、その規制だけでも良いとも考えられる。
- 委員長：なぜ10mの規制にするか、根拠も必要である。
- 委員：明徳寺川周辺の区域は、10m程度の建物が多いという理由はある。
- 委員長：既存の建物で10m以上の建物とそれ以下の建物の戸数の調査が必要である。
- 委員長：主要な眺望点と記載があるが主要な眺望を決めていないが、この記載に意味があるのか。
- 他の市町だと、山からの眺望など代表的、有名な場所からの眺望を定めている。
- 委員：以前の景観まちづくり委員会において、川を表に考える話がだったが、その思想が主要な眺望ではないのか。
- 委員：出村委員の調査を基に検討すればいいのでは。
- 代表的な有名なポイントで考えていくだけでなく、普段の景観を大事にしていくことも大事ではないか。
- 委員：「努めてください。」という語尾だと、具体的に内容を記載しないと伝わらない。
- 例えば、擁壁でいうと「長大な擁壁」の目安を作ることが必要。
- 委員長：現状の文章を「長大な擁壁が生じないようにし、できる限り現況地形を生かすよう努めてください。」という言葉でもいいのでは。
- 委員：目安として、良好な景観に著しく支障を及ぼすものを作られないような数的基準が必要。
- 委員：標準的な基準を作ることが必要。
- 委員長：最低限の基準があって、すべて基準通りにやるということではなく、10mにさせるということが目的ではない。
- 基準設定について、もう少し議論が必要である。
- 事務局：今回提示したものは、あくまでも案であり、引き続き検討していかなくてはいけない。
- 委員長：平成29年度の届出において協議した内容について共有していくことが必要。デザインルールを今後検討していくに当たり当該内容について、参考にしていく必要があるので平成30年度中に景観の協議内容について事務局でまとめ、情報共有できるようにしてほしい。
- 委員長：以上で本日の議事を終了とする。
- 次回は、この点を踏まえて、再度検討することとする。
- 委員：了承。

